

CONTENTS

- ・ TOPIC 金融法務「令和 8 年金商法等改正法案の概要」 弁護士 田邊 愛
- ・ TOPIC 危機管理「改正公益通報者保護法の法定指針・指針解説の改正と企業の実務対応」 弁護士 横瀬 大輝
- ・ 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川 治
- ・ 堂島法律事務所ウェビナーのご案内

TOPIC 金融法務

令和 8 年金商法等改正法案の  
概要



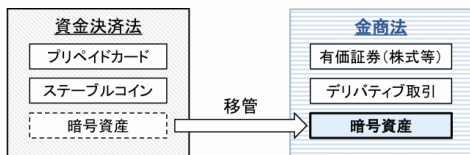
弁護士 田邊 愛

2026 年 4 月 10 日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「令和 8 年金商法等改正法案」または「改正法案」といいます。）が第 221 回国会に提出されました。同法案は、金融審議会の複数のワーキング・グループが 2025 年 12 月から 2026 年 1 月にかけて取りまとめた報告書の提言を法律の形に落とし込んだものであり、①暗号資産に係る規制の見直し、②企業のサステナビリティ情報の開示及び保証、③スタートアップ企業への資金供給の促進、④不公正取引規制等の見直しという 4 つの柱で構成されています。

1. 暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図る

- 暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管  
※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



3. スタートアップ企業への資金供給の促進

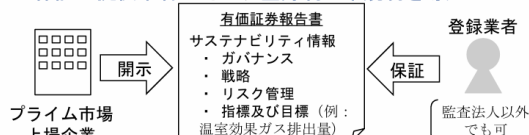
投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資を更に促進する

- 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ  
※ 5 億円未満の資金調達について提出を免除（現行：1 億円未満）
- プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大  
※ プロ投資家になるための移行手続を行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする（ただし、仲介する証券会社は適合性原則等の行為規制が適用）

2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保する

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け
- 保証の提供者に対し、登録制・業規制を導入



4. 有価証券に関する不公正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不公正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が不十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生

- インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大
- 課徴金制度の見直し
- 調査権限等の拡充

（金融庁作成の概要資料より抜粋）

※このほか、今般新設する規定と同じ文章構造を持つ金融商品取引法第75条及び第79条の4について、一般的な表記方法に則した表現に適正化

# 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

□ 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では**投資対象化が進展**

(注) 国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有者割合はFX取引や社債等よりも高い。また、利用者の取引動機はほとんど(87%)は長期的な値上がりを期待したものの

- ・ **情報提供の充実** (暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)
- ・ **適正な取引の確保・無登録業者への対応** (金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数)
- ・ **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応** (投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生)
- ・ **価格形成・取引の公正性の確保** (インサイダー取引規制に関するIOSCO(証券監督者国際機構)の勧告や欧州等での法制化)
- ・ **セキュリティの確保** (サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生)

□ 上記課題に対応するため暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、**利用者保護の充実を図る** (暗号資産投資について**お墨付きを与えるものではない**)

## 規制見直しの概要

### 1. 根拠法令の見直し

□ 暗号資産の規制法を**資金決済法から金商法へ変更**

(注) 現行法の暗号資産の範囲は維持(暗号資産に該当しないNFT(Non-Fungible Token、主にゲームやアート等のデジタルコンテンツで利用されている)やステーブルコインは本見直しの対象外)

□ **有価証券とは異なる金融商品**として金商法に位置付け

### 2. 情報提供規制

□ **発行者**がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に**情報提供義務を課す**

□ 発行者の資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、**暗号資産交換業者に情報提供義務を課す**

### 3. 業規制

□ 基本的に**第一種金融商品取引業に相当する規制を適用**

□ サプライチェーン全体のセキュリティ対策の高度化等を通じ、利用者財産の管理を強化

□ **無登録業者への罰則引上げ**等を行うとともに、**投資運用行為や投資助言行為も規制対象**に

### 4. 不公正取引規制

□ **インサイダー取引規制を創設**

□ **証券監視委の犯則調査権限**や**課徴金制度を創設**

## 1 暗号資産に係る規制の見直し

暗号資産については、利用者が投資対象と位置付けていることを踏まえ、WG報告等において更なる利用者保護の充実を図る環境整備の必要性が指摘されてきました。これを踏まえ、改正法案においては、根拠法令を金商法に移管しつつ、①情報公表規制の整備、②暗号資産交換業者(名称は暗号資産取引業者へ変更)に対する業規制の強化、③インサイダー取引規制の創設を含む不公正取引規制の強化が盛り込まれています。

### (1) 情報公表規制の整備

まず、情報公表規制としては、発行者がいる暗号資産を「特定暗号資産」と定義した上で(金商法2条50項)、特定暗号資産の募集・売出しを行う発行者は、あらかじめ「特定暗号資産情報」(発行者の商号・経理状況・暗号資産の性質・機能・供給量・基盤技術等)の公表が義務付けられることとなりました(金商法27条の39)。

また、暗号資産取引業者にも、開示義務が課せられたほか、継続的な開示として、重要事象が生じた場合の臨時情報公表と、年1回の定期情報公表が義務付けられます(金商法27条の50・51・61)。なお、暗号資産が十分に分散化した場合(分権化基準を満たした場合)には、発行者による継続的な情報公表義務が免除されます。さらに、投資額が少額でない場合、発行者には監査法人等による財務監査の義務付けが課されず(金商法27条の59)。

### (2) 業規制の強化

暗号資産を取り扱う事業者(名称が「暗号資産交換業者」から「暗号資産取引業者」に変更)に対し、第一種金融商品

取引業に相当する規制が適用されます。主な改正内容は以下のとおりです。

事項	改正内容
取扱い暗号資産の制限	公益又は投資者保護のため必要な基準(流動性・コンプライアンス・移転記録管理等)に適合しない暗号資産の取扱いを禁止(金商法43条の7)
責任準備金の積立て	不正流出事案への補償原資として、管理する暗号資産残高に応じ、セキュリティ水準も勘案した積立率での積立てを義務付け(金商法46条の5)
売買高等の公表	銘柄別に毎日の売買高・最高値・最低値・最終価格の公表を義務付け(金商法43条の9)
投資運用業・投資助言業	暗号資産を投資対象とする運用・助言行為を、投資運用業・投資助言・代理業の規制対象に追加(金商法2条8項)
無登録業者への対応	拘禁刑を3年から10年に引上げ。無登録業者による売付けを原則として無効化(民事効規定の追加)(金商法192条等)
仲介業規制	暗号資産取引に係る仲介業務を金融商品仲介業に含める(金商法2条11項)

### (3) 不公正取引規制（インサイダー取引規制等）の創設

有価証券市場と同等の不公正取引規制が、暗号資産市場にも整備されます。

#### ▶ インサイダー取引規制の対象者・重要事実

①特定暗号資産発行者の関係者（役員等・株主・行政職員・契約締結者等）、②暗号資産取引業者の関係者、③発行済暗号資産の20%以上を売買する大量売買を行う者の関係者、の3類型が規制対象とされます（金商法171条の7～9）。重要事実については、WG報告よりも詳細に個別列挙されており、たとえば「特定暗号資産の技術的仕様の変更」「暗号資産取引業者での取扱い開始・中止の決定」「管理する暗号資産の不正流出」等が挙げられ、バスケット条項で補完されています。

#### ▶ その他の不公正取引規制

風説の流布・偽計・相場操縦・インサイダー取引等に係る課徴金規定が整備されます（金商法173～175条の3・4）。また、発行者や取引業者等から対価を受けて取引判断に関する意見を表示する場合には、対価を受ける旨の表示を義務付けるステルスマーケティング規制も追加されます（金商法171条の12）。

## 2 サステナビリティ情報の開示・保証制度

### (1) セーフハーバー・ルールの創設

これまで、企業が有価証券報告書等に将来予測に関する情報（Net-zeroコミットメント・気候変動対応目標・中長期業績目標等）を記載した場合、その後に事実との相違が生じると金商法上の「虚偽記載」責任を問われるリスクがありました。このリスクへの懸念が、企業の積極的な情報開示を抑制する要因の一つとなっていたのです。

今回の改正法案では、有価証券報告書等の記載事項のうち「将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報（将来情報等）」について、記載に至る検討過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合には、記載と事実の相違が判明したことを理由として虚偽記載に該当すると解してはならないという「セーフハーバー・ルール」が創設されます（金商法17条・18条・21条・21条の2・22条等）。なお、課徴金等の行政責任についても同様のセーフハーバー・ルールが開示ガイドラインを通じて整備される予定です。将来情報等の定義や要件の詳細は内閣府令で定められます。

### (2) 有価証券報告書へのサステナビリティ情報の明示

有価証券報告書の記載事項として、「気候変動その他の事業活動上の課題であって将来の財務または資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」が法律上明示されます。このサステナビリティ情報は「特定非財務情報」と定義され、その保証は「特定非財務情報監査証明」とされます。

### (3) 第三者保証の義務付けと保証業者の業規制

一定の有価証券報告書等の特定非財務情報については、利害関係のない「特定非財務情報監査証明業者」の監査証明を受けることが義務付けられます（金商法26条の5）。保証業者に関しては、登録・変更手続、秘密保持義務・誠実義務・業務管理体制整備義務・担当者ローテーション・業務停止・登録取消等の処分・報告徴取・検査等の監督に関する包括的な業規制が整備されます（金商法26条の6～40）。業界団体として「認定特定非財務情報監査証明業協会」の設立も規定されています。エンフォースメントとして、虚偽の監査証明をした保証業者への民事責任・課徴金規定も整備されます（金商法21条・172条の4の2・198条等）。

#### 【実務への影響】

時価総額3兆円以上のプライム上場企業は2027年3月期からSSBJ基準に基づく開示が義務化されます。セーフハーバー・ルールの適用を受けるための「合理性確保」の基準は内閣府令で定められる予定ですが、それまでの間も、将来情報の記載に際しての検討プロセスを文書化しておくことが、将来的なリスク管理上も重要です。非上場企業においても、取引先・金融機関からサプライチェーン情報として開示を求められるケースが増えており準備が必要となります。

## 3 スタートアップ企業への資金供給の促進

ディスクロージャールールの緩和により、スタートアップ企業への資金供給を促進するものです。具体的には以下の改正が行われます。

改正事項	改正前	改正後（2027年4月1日施行）
有価証券届出書の提出免除基準	発行価額1億円未満	発行価額5億円未満
少額募集制度の対象基準	発行価額5億円未満（簡易様式）	発行価額10億円未満（簡易様式）
特定投資家私募の対象者	特定投資家のみ	特定投資家等（潜在的特定投資家を含む）
株式報酬付与の開示規制	原則として募集・売出しに該当	届出不要（募集・売出しから除外）

### (1) 有価証券届出書等の提出免除基準の引き上げ

現行金商法では、発行価額・売出価額が1億円未満の場合に有価証券届出書等の提出が免除されていますが、今回の改正でこの基準が5億円未満に引き上げられます（金商法4条等）。規模の小さい有価証券の募集・売出しについて届出負担が大幅に軽減されます。

### (2) 少額募集制度の発行価額基準の引き上げ

簡易な様式での有価証券届出書（第二号の五様式）の提出

を認める「少額募集制度」の適用範囲も、現行の5億円未満から10億円未満に引き上げられます（金商法5条）。5億円以上10億円未満の資金調達については、通常の複雑な様式ではなく、記載内容を限定した簡易様式での届出が認められることとなります。

#### (3) 特定投資家私募の勧誘対象者の範囲拡大

現行制度では、特定投資家（いわゆる「プロ投資家」）向けの私募については、特定投資家に移行する手続を経た者のみを対象に行う必要がありました。今回の改正では、特定投資家への移行申請を行っていない個人（「潜在的特定投資家」）も対象に含め、新たに「特定投資家等」と定義したうえで、「特定投資家等私募」を認めることとします（金商法2条・4条等）。ただし、潜在的特定投資家に対する勧誘については広告規制・適合性原則等の保護措置が引き続き適用されます。

#### (4) 株式報酬に係る開示規制の見直し

上場・非上場を問わず、企業やその子会社の役員・従業員に対して株券・新株予約権証券を職務執行の対価または福利厚生を増進を図る手段として取得させる取得勧誘については、募集・売出しから除外されます（金商法2条・23条の13）。これにより、株式報酬（ストックオプション・株式給付信託等）の付与に際して、有価証券届出書の提出が不要となります。対象範囲の詳細は内閣府令で定められます。

## 4 不公正取引規制等の見直し

今回の改正法案のうち、市場制度WG報告書部分については、有価証券の不公正取引等に関して、既存の法令では違反行為として十分に規制できない事例や課徴金の額が低く抑止力として不十分な事例が発生していることへの制度的対応を行うものです。

#### (1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大

現行法では、公開買付けに係るインサイダー取引規制（金商法167条）において、公開買付けを行う者（買う側）の関係者は規制対象となっているものの、公開買付けの対象企業（買われる側）のアドバイザーなど、対象企業と契約を締結・交渉している者は必ずしも規制の対象に含まれていませんでした。今回の改正法案では、公開買付けの対象企業と契約を締結・交渉している者など、一定の関係者を「公開買付者等関係者」に追加し、インサイダー取引規制の対象とします（金商法167条）。また、インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直しについても、施行令の改正を通じて対応が図られています。

#### (2) 課徴金の算定方法の見直し

##### ① 公開買付けに係るインサイダー取引

公開買付者等関係者によるインサイダー取引に係る課徴金の額について、従来の計算方式を抜本的に見直します。改正後は、「公開買付け等の実施に関する事実の公表前の価格の

50%増し」と「公表後2週間の最高値」のいずれか高い額と、実際の買付け価格との差額を課徴金額として算定します（金商法175条2項）。これにより、公開買付けプレミアムを考慮した実態に即した課徴金水準が実現されます。

##### ② 大量保有報告制度の違反

大量保有・変更報告書の不提出について、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものは課徴金の対象から除外するとともに、虚偽記載・不提出に係る課徴金の額を対象となる株券等の発行者の時価総額の0.07%とします（金商法172条の7・8）。現行の課徴金（0.001%）から引き上げられる一方、軽微な違反の除外により制度の均衡が図られます。

##### ③ 高速取引行為（HFT）による相場操縦

マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利（1万円未満）の日計り取引を大量に行うHFTによる相場操縦に対し、課徴金の額を1日単位で算定する方式に変更するとともに、端数計算の基準値を1万円未満から1円未満に変更します（金商法174条の2の2・176条1・2項）。

#### (3) 課徴金の対象の拡大等

##### ① 悪質な不公正取引への対応

他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う者については、課徴金の額を通常の1.5倍とします。また、口座提供等の協力的行為を行った者に対する課徴金を新たに創設し、その額を利得相当額の50%とします（金商法173～175条、175条の5）。

##### ② 課徴金減算制度の導入

調査開始後における当局への協力度合いに応じて、課徴金の額を最大30%減額する「課徴金減算制度」が導入されます（金商法177条の2・3、185条の7）。これにより、違反行為の早期発見・解明に向けたインセンティブが付与されます。

#### (4) 調査権限等の拡充

無登録業に対する罰則を「10年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金又は併科」に大幅に引き上げ（金商法197条1項4号の4）、証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加します（金商法210条1項）。また、IOSCO EMMoU（各国当局間の情報交換の枠組み）への署名要件を踏まえ、外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査において、出頭を求める権限を追加します（金商法189条）。

#### (5) その他：顧客財産管理人制度の創設

金融商品取引業者が退出する際に、顧客財産の返還等に支障があると認められるときは、内閣総理大臣が投資者保護基金や自主規制機関等を「顧客財産管理人」として選任し、業務及び財産の管理を命ずる処分を行えるようにします（金商法57条の28・30）。近年、業者の登録取消事案において役員が不在となる事案が発生していることへの対応です。

## 5 施行スケジュールの全体像

改正法案は、今後衆参両院での審議を経て、第221回国会において可決・成立することが予想されます。成立後の施行時期は分野によって異なり、以下のとおりです。

分野	施行時期
不公正取引規制等（一部）： 無登録業者への罰則引上げ・犯則調査権限追加	公布から20日後
不公正取引規制等（主要部分）	公布から1年以内の政令指定日
暗号資産制度（主要部分）	公布から1年以内の政令指定日
暗号資産制度（一部）：無登録業者対応	公布から20日後
サステナビリティ情報の開示・保証	2027年4月1日
スタートアップ企業への資金供給促進	2027年4月1日
証券取引等監視委員会の犯則調査手続デジタル化	2027年10月1日

（注）

1 暗号資産制度に関するワーキング・グループ（2025年12月10日報告 / [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251210.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210.html)）、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2026年1月8日報告 / [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20260108.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108.html)）、ディスクロージャーワーキング・グループ（2025年12月26日報告 / [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251226.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226.html)）市場制度ワーキング・グループ（2025年12月26日報告 / [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251226-2.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226-2.html)）

## TOPIC 危機管理

### 改正公益通報者保護法の法定指針・指針解説の改正と企業の実務対応



弁護士 横瀬 大輝

#### 1 はじめに

改正公益通報者保護法（以下「改正法」といいます。）が、2026年12月1日に施行されます。これにあわせて、2026年3月31日、事業者の公益通報対応体制整備義務の具体的内容を定めた消費者庁の指針の改正版（以下「改正法定指針」といいます。）及びその解説の改正版（以下「改正指針解説」といいます。）が公表されました。改正法の論点は多岐にわたりますが、本稿では、改正法定指針・改正指針解説も踏まえて、①従事者指定、②周知、③フリーランスの追加の3点に絞り、実務的な対応策を解説します。

#### 2 ポイント①：公益通報対応業務従事者の指定の厳格化

改正法では、従事者（公益通報対応業務従事者）の指定義務の履行確保のため、新たに、消費者庁長官に、勧告に従わない場合の命令権や事業者への立入検査権が付与され、命令違反や立入検査等の拒否に対する刑罰が新設され、執行権限が強化されます。また、従事者指定義務の違反行為についても公益通報の対象となりました。これらの改正により、事業者としては、従事者指定義務の懈怠が生じないように、一層の注意が必要となります。

特に実務上注意すべきは、内部通報窓口担当者の「包括指定」だけでなく、事案ごとに個別にアサインされる調査担当者等への「個別指定」が漏れないようにすることです。また、従事者指定は、通報者を特定させる事項を共有する「前」に行う必要があります。実務においては、厳密に「公益通報」の要件を満たすか、通報者特定事項の共有に当たるかを悩むよりも、保守的（広め・早め）に指定を行っておく方が無難といえます。

また、改正法定指針では、従事者指定の際に、「法第12条の守秘義務が課されること」及び「法第22条の罰則適用対象となり得ること」も本人が自覚できる方法で定めるべきことが明記されました。従前の従事者指定の実務では、「指定文言のみ」が記載された指定書を用いることもままありましたが、今後は、「指定文言+守秘義務等の説明文言」を用いた書式へ

の移行が必須となります。消費者庁のホームページには、これらの説明文言に加え、従事者指定された者が守秘義務を守ることを誓約する旨の文言も記載された「公益通報対応業務従事者の指定書・誓約書」のひな形<sup>3</sup>が公表されていますので、これを利用することが考えられます。

### 3 ポイント②：周知義務の法定と実効性のある周知方法

改正法では、内部公益通報対応体制に関して、労働者等に対する周知義務が法定化されました。これを踏まえて、改正法定指針では、労働者等やフリーランス等に対して以下の事項について周知するよう定められました。単に受付窓口について周知すれば足りるものではないことに注意が必要です。

- イ 内部公益通報受付窓口の設置に関する事項並びに連絡先及び連絡方法
- ロ 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置の内容
- ハ 公益通報対応業務の実施に関する措置の内容
- ニ 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置の内容
- ホ 不利益な取扱いの防止に関する措置の内容
- ヘ 範囲外共有、通報妨害及び通報者探索の防止に関する措置の内容
- ト 是正措置等の通知に関する措置の内容
- チ 記録の保管、見直し・改善及び運用実績の労働者等、特定受託業務従事者及び役員への開示に関する措置の内容
- リ 公益通報に係る通報対象事実についての調査への協力に関する事項

周知方法については、改正指針解説では、以下のとおり例示されていますので、参考になります（改正によって追記されたものを【】で記載しています）。

- ・その内容を労働者等及び役員の立場・経験年数等に応じて用意する（階層別研修、【理解度テスト】等）
- ・周知のツールに多様な媒体を用いる（イントラネット、【社用PCのスクリーンセーバー】、社内研修、携行カード・広報物の配布、ポスターの掲示、【外部専門家を活用した動画】等）
- ・内部公益通報対応体制の内容、具体例を用いた通報対象の説明、公益通報者保護の仕組み、その他内部公益通報受付窓口への相談が想定される質問事項等をFAQにまとめ、イントラネットへの掲載やガイドブックの作成を行う

また、より実効的な周知という観点からは、半年に1回などの「定期的」な周知に加え、同業他社の不祥事がニュースになるなど、従業員のアンテナが高まっているタイミングでの「臨時的」な周知を行う、ポスターの掲示場所を、人目につきにくいトイレの個室や貸与ロッカーのドア裏など、他人の目を気にせず確認できる環境にするなどの工夫も有用とい

えます。

### 4 ポイント③：公益通報者のフリーランスへの範囲拡大

改正法により、公益通報者の範囲に、現在事業者と業務委託関係にある「フリーランス（特定受託業務従事者）」と「契約終了後1年以内の元フリーランス」が新たに追加されました。

これに伴って、内部通報規程において、制度利用対象者としてこれらの者を追加し、内部通報に対して契約解除や報酬減額といった不利益取扱いを禁止する規定を整備することが必要です。

また、改正指針解説では、フリーランスに対する周知の方法としては「業務委託契約に係る書面やメール等に公益通報受付窓口の連絡先等を記載することや、特定受託業務従事者が定期的に関連するイントラネット等において公益通報受付窓口の連絡先等を記載すること」が、元フリーランスに対する周知の方法としては「業務委託期間中に、業務委託契約終了後も公益通報ができることを周知・啓発すること」が、それぞれ例として挙げられています。

なお、改正法定指針に関するパブリックコメントにおいては、「フリーランスに対する周知は義務ではないのか？」という趣旨の質問に対して、消費者庁は「他の通報主体と同様に、法第11条第2項における「その他の必要な措置」として特定受託業務従事者等への周知を求める趣旨です。」「他の通報主体と同様に、特定受託業務従事者に対する周知・啓発を行うことが求められます。」と回答していますので、注意が必要です。

### 5 おわりに

以上の点に加え、改正法では、公益通報後1年以内の解雇・懲戒が公益通報を理由とするものと民事上推定されること、正当な理由のない通報者探索の禁止が法定化されたことなど、事業者の内部通報体制や個別事案の処理に関しては悩ましい改正が複数あります。改正法を踏まえた規程の整備などに加え、自社の内部通報体制に関して一度見直しをすることが重要といえます。

（注）

- 1 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」
- 2 「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」
- 3 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/hajimete](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete)

# 近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 大川 治



## 5月12日 経済産業省、「事業報告等と有価証券報告書の一体開示・一体的開示 FAQ（制度編）」を更新

5月12日、経済産業省は、「事業報告等と有価証券報告書の一体開示・一体的開示 FAQ（制度編）」の更新版を公表しました。2018年に、会社法に基づく事業報告及び計算書類（事業報告等）と金融商品取引法（金商法）に基づく有価証券報告書の一体的な開示に関する「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」が公表された後、開示書類作成者である企業や、開示を取り巻く関係者（監査法人、関係機関等）との意見交換を通じ、企業より質問が多かった事項について、2021年に「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示 FAQ（制度編）」として取りまとめられました。本FAQは、初版のFAQの取りまとめ以降、会社法・金商法等に係る改正が行われるとともに、株主総会前に有価証券報告書を提出する企業が増加傾向にあり、また、一体開示に向けて株主総会の基準日を変更した旨を適時開示する会社も見受けられる等、開示実務及び環境が変容していることから、これらの状況等を勘案したうえ、更新されたものです。

電子提供措置の義務化等関連法令の改正を踏まえたアップデートや、基準日を後ろ倒しするといった近年の実務対応を想定した解説や対応策が盛り込まれるほか、株主総会の3週間前（電子提供措置の期限）までに一体書類を完成させる必要があることを踏まえ、会社法監査と金商法監査を同時期に受ける際のスケジュール等について、より現在の実務に即したFAQとなっています。

（注）

[1 https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260512001/20260512001.html](https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260512001/20260512001.html)

## 5月18日 金融庁 「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」を公表

5月18日、金融庁は、「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」を公表しました。

5月25日に「事業性融資の推進等に関する法律」が施行され、事業の将来性に基づく融資（事業性融資）を進めるにあたっての有用な選択肢である企業価値担保権が導入されたことに伴い、事業性融資に係るこれまでの議論を踏まえ、事業性融資に取り組むにあたり重要となる事業者と金融機関の信頼関係・コミュニケーションのあり方や企業価値担保権の活用等について、基本的な考え方を整理するものです。あわせて、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも所要の改正が行われています。

上記の「考え方」では、事業者と金融機関の間での信頼関係の構築にあたり、基本的なコミュニケーションのあり方が示されており、①初期の審査時には、事業計画等をベースに、将来見通しの認識を共有するとともに、将来見通し・資金使途等に見合った適切な返済計画・融資手法等の選択する、将来における業況悪化・窮境の判断について目線あわせする、②平時においては、事業計画等の進捗状況・新たな事業計画等について継続的に認識共有する、③悪化兆候確認時には、経営者との間で、早期の課題特定・対応を行う、④窮境時には、専門部署が主となり対応協議する、といったイメージが示されています。

また、企業価値担保権の活用にあたり、企業価値担保権付き融資に関して、事業の将来性を債務者区分や格付けに反映していくことを念頭に、赤字・債務超過などの過去の指標・事業清算時に係る評価に囚われず、将来・定性情報を考慮して信用リスクを評価し、債務者区分・格付けを付与することも合理的なものと認める考え方等が示されています。

今後、企業価値担保権付き融資を推進していく金融機関として、重要な指針になるものと考えられます。

(注)

1 [https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260518/policy\\_statement\\_on\\_cash\\_flow-based\\_lending.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260518/policy_statement_on_cash_flow-based_lending.pdf)

## 堂島法律事務所ウェビナー

第31回 発信者情報開示の実務

講師：弁護士 佐々木 崇人（弁護士法人イノベンティア）

開催日時：2026年6月17日（水）15時00分～15時30分

堂島法律事務所ウェビナー第31回は、2026年3月まで堂島法律事務所  
に在籍し、同年4月以降は弁護士法人イノベンティアに在籍している佐々  
木崇人弁護士を講師に迎え、弁護士法人イノベンティア・堂島法律事務所  
ジョイントセミナーとしてお送りします。

インターネット上の誹謗中傷や権利侵害への対処として、発信者情報開  
示制度の重要性が高まっています。令和3年改正による情報流通プラット  
フォーム対処法（情プラ法）の施行により、開示命令・提供命令・消去禁  
止命令という新たな手続が整備され、従来の二段階手続に比べて迅速な発  
信者特定が可能となりました。

本セミナーでは、制度の基礎（インターネットの通信構造、開示対象情  
報、開示要件）を整理したうえで、開示命令・提供命令を活用した標準的  
な手続の流れや、MVNO多層構造への対応、外国法人が運営するSNSを相  
手とした仮処分の活用など、実務上の重要ポイントを解説します。また、「侵  
害関連通信」の範囲が問題となった最高裁令和6年12月23日判決につい  
ても取り上げ、実務への影響を解説します。

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_G2TtfEVuTs0Vc0\\_B9ICYdg](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_G2TtfEVuTs0Vc0_B9ICYdg)



本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。  
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、  
個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または  
現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

☎ : 06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

✉ : [newsletter@dojima.gr.jp](mailto:newsletter@dojima.gr.jp)

🌐 : [www.dojima.gr.jp](http://www.dojima.gr.jp)